平成２６年（フ）第１９６号
釧路市東川町14番10号　レオパレス景雲103号室
債務者　稲垣　心也
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２０３号
愛知県豊橋市北島町字高田148番地の１Ｂ―202
債務者　馬場かづゑ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１２５８６号
東京都板橋区大和町28―６―101
債務者　山縣　映子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６８６号
神奈川県横浜市南区吉野町３丁目８―10―1001
債務者　斎藤　正樹
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３１号
東京都大田区中央６丁目21―７―103
債務者　前田　忠幸
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３２号
神奈川県横浜市磯子区岡村４丁目30―５―101
債務者　坂口　明美
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３３号
神奈川県横浜市港南区港南台９丁目２―20―902
債務者　小林沙矢夏（旧姓倉本・竹林）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３４号
神奈川県横浜市泉区和泉町5236―202
債務者　内野　朝子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３５号
東京都葛飾区西水元３丁目33―８―101
債務者　伊川　熱信
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３６号
神奈川県川崎市川崎区東門前３丁目11―１倉丸Ⅲリヴコモン202
債務者　冨田　仁一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３７号
東京都足立区梅田５丁目１―10―103
債務者　川端　　敦
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７４４号
東京都世田谷区上用賀５丁目２―６―301
債務者　塩崎　朋宏
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７６８号
東京都東村山市本町４丁目８―21―607
債務者　栗和田　強
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７７１号
東京都板橋区板橋３丁目８―７
債務者　小室　　純
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７７２号
神奈川県横浜市青葉区奈良町2913　奈良北団地７棟835
債務者　三上　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部